

山梨県立大学履修証明プログラムに関する規程

(令和6年9月9日制定 大学第2503号)

(趣旨)

第1条 学校教育法(昭和22年法律第26号)第105条及び学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第164条の規定に基づき、山梨県立大学(以下「本学」という。)において履修証明を行うプログラム(以下「履修証明プログラム」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(開設)

第2条 履修証明プログラムは、社会人等の学生以外の者を対象として、体系的な知識、技術等の習得を目指す課程とする。

2 履修証明プログラムは、学部、各センター及び教育プログラム運営委員会(以下「学部等」という。)が単独で、又は共同して開設することができる。

(編成の要件)

第3条 履修証明プログラムは、本学が開講する講習若しくは授業科目又はこれらの一部により体系的に編成するものとする。

2 一の履修証明プログラムの修了に要する総時間数は、60時間以上とする。

3 履修証明プログラムの講習等を担当する者は、本学の教員とする。ただし、当該履修証明プログラムを開設する学部等の長が必要と認める場合は、本学の職員又は学外の者に委嘱することができる。

(開設手続及び公表)

第4条 学部等の長は、履修証明プログラムを開設するに当たっては、学長の承認を得なければならない。

2 学部等の長は、履修証明プログラムの名称、目的、修了に要する総時間数、履修資格、定員、内容、講習又は授業の方法、修了要件、単位の授与の有無、実施体制その他必要と認める事項を公表するものとする。

3 第1項の承認を得た後に履修証明プログラムの内容等に変更が生じた場合は、前2項の規定を準用する。

(履修資格)

第5条 履修証明プログラムを履修することのできる者は、山梨県立大学学則(平成22年4月1日大学第1001号)第8条に定める資格を有する者のうちから、履修証明プログラムごとに定める。

(履修の申請)

第6条 履修証明プログラムを履修しようとする者は、願書に必要書類を添えて、所定の期日までに学長に申請しなければならない。

(履修の許可)

第7条 履修証明プログラムの履修の許可は、学部等における選考を経て、学長が行う。

(修了の認定)

第8条 学長は、履修証明プログラムの修了要件を満たした者に対し、学部等における審議を経て、修了を認定する。

2 学長は、履修証明プログラムの修了の認定をした者に、履修証明書を交付する。

(受講料)

第9条 履修証明プログラムの受講料に関し必要な事項は、別に定める。

(記録の作成及び管理)

第10条 学部等の長は、履修証明プログラムの履修者の教務に関する記録を作成し、管理するものとする。

(実施体制の整備)

第11条 学部等の長は、履修証明プログラムの編成及び実施状況の評価並びに履修証明書の交付を行うために必要な体制を整備するものとする。

(事務)

第12条 履修証明プログラムに関する事務は、学務課、社会連携課及び池田事務室において行う。

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか、履修証明プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和6年9月9日から施行する。